

旭川 労政だより

平成29年7月1日発行
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
旭川市6条通10丁目
旭川市第三庁舎3階
Tel: 25-7152 Fax: 26-7093

～旭川市からのお願い～

旭川市労働基本調査にご協力ください

旭川市では、市内にお勤めの方の雇用実態を把握し、今後の労働条件の改善及び労働力の確保・定着に役立てるため、2年ごとに市内の従業員数5人以上の企業約1,000社にサンプル調査を実施しています。今年は調査年に当たり、業務委託先から本年7月下旬頃にアンケートの調査票を送付する予定ですので、受け取られた企業の皆様は、回答にご協力ください。

■詳細・問合せ先

旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152

雇用保険制度が変わりました

雇用保険法が一部改正されました。

1. 平成29年度雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに前年度比1/1000ずつ引下げ。
2. 育児休業期間を最長2歳まで再延長できることとなったことに伴い、育児休業給付金の給付期間も最長2歳まで延長。(平成29年10月1日施行)
3. 倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数の引き上げ など(一部の拡充は平成29年8月1日又は平成30年1月1日施行)

■詳細・問合せ先

・ハローワーク旭川 電話：51-0176

高齢者の就業を促進する事業の モデル地域に選定されました ～北海道アクティブシニア就労・社会参加応援事業～

北海道では、元気な高齢者が高い意欲と長い人生で培った多様なスキル・経験を活かして積極的に社会参加できるよう、旭川市をモデル地域として、高齢者雇用の課題調査や就業先開拓、就業相談などの事業を実施する計画です。

この事業に関する調査や各種事業などへのご協力をお願いします。

- ・高齢者の就業に関する企業・高齢者への調査
- ・職域開拓や受入企業へのモニター派遣による好事例の創出
- ・企業・高齢者向けセミナーの開催
- ・アクティブシニアサポートセンターの開設 など

■詳細

- ・社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
電話：011-241-3976

「無期転換ルール」申請みに助成金活用を

「無期転換ルール」とは、平成25年4月1日以降に有期雇用契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換できるルールです。

平成30年4月より有期契約労働者からの無期転換申請が見込まれることから、キャリアアップ助成金の活用による処遇改善等、「無期転換ルール」の申請みに向けご検討ください。

■詳細・問合せ先

北海道労働局雇用環境・均等部
ホームページ：[無期転換サイト](#) 検索

改正育児・介護休業法がスタートします

育児・介護休業法が改正され、平成29年10月1日より、子供が保育所等に入れない場合、育児休業期間を2歳まで再延長できるようになります。

就業規則の整備等の準備をお願いします。

■詳細・問合せ先

北海道労働局雇用環境・均等部
電話：011-709-2715

旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰 被表彰者をご推薦ください

旭川市では、この度、本市中小企業の更なる振興を図るため、広く本市の中小企業に関し功績があったと認められる方を表彰できるよう、旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰の表彰基準を見直しました。表彰の基準を満たす従業員等をご推薦ください。

旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰	
表彰の基準	<p>次の1～4の条件をすべて満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一事業所において勤続年数が30年、40年、50年に達している。 2. 市内の中小企業の振興に関し功績があったと認められる。 ※次の(1)、(2)のいずれか1つ以上に該当すること (1) 市内の中小企業又は組合等に勤務している。(市外に有する事業所に勤務している者を含む。) (2) 市内の組合等に所属している事業所に勤務している市民である。 3. 他の従業員の模範となっている。 4. 過去に本市から、今回表彰を受けようとする勤続年数と同じ勤続年数で中小企業従業員等永年勤続表彰を受けていない。
推薦者	当該従業員等を雇用している中小企業、大企業又は組合等の代表者
提出書類	<p>被表彰者ごとに、次の書類を提出してください。(下記申請先ホームページからダウンロードできます)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰推薦書(様式1号) 2. 履歴書(様式2号)

■詳細・申請先

- ・旭川市 経済観光部 経済総務課 経済企画係
電話：25-7152
ホームページ：[旭川市 永年勤続表彰](#)で検索

市内企業に就職する方の 奨学金返済支援制度をご活用ください

学生やU1ターン希望者など旭川で働きたい若者の就職を支援し、地域企業の人材確保を後押しするため、大学など高等教育機関を卒業後、旭川市内に本社がある企業等に就職し地域に定着(市内での就業・居住)した方に対し、在学中に借り入れた独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金の返済の一部を補助しています。

採用を予定している企業の皆様におかれましては、来春の新規学卒者等の採用活動に際し、就職希望者に対し本制度を説明するなど、旭川へ就職するメリットとして採用活動にご活用ください。

補助を希望する方には、市内で就職する前年度(在学中)に旭川市へ登録いただく必要がありますので、手続きや要件等の詳細は下記へお問合せいただくか、ホームページをご参照ください。

■詳細・申請先

- ・旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152
ホームページ：
[旭川市若者地元定着奨学金返済補助金](#)で検索

建設業ビジネスマッチング事業の 参加企業を募集しています

季節労働者の通年雇用化を支援している上川中部季節労働者通年雇用促進協議会では、冬期の仕事確保を支援するため、本州企業との商談会を開催します。本州企業の参加条件などは下記にお問合せください。ホームページにも随時情報を掲載します。

日時：平成29年9月14日(木)

午前10時～午後3時

場所：アートホテル旭川(旭川市7条通6丁目)

■詳細・申込先

- ・上川中部季節労働者通年雇用促進協議会
(事務局：旭川市経済観光部経済総務課内)
電話：26-3601
ホームページ：[上川 通年雇用](#)

で検索



テレワークで働き方改革しませんか？

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。パソコンや携帯電話等の情報通信機器を使えば、職場から離れた場所でも、WEB上で会議に参加したり、業務の進行状況を共有したりすることが可能で、地方の中小企業にとって大きな課題である人材不足の解消や生産性向上に繋がります。

旭川市では、市内の企業等におけるテレワークの導入と効果的な活用を支援するため、専門家を派遣する旭川市テレワーク普及促進員派遣事業や、新たにテレワークを導入・実施した市内の企業等に対し助成する旭川市テレワーク導入奨励金の支給を実施しています。

雇用型テレワークに関心がある事業者の皆さまはお気軽にご相談ください。

■詳細・問合せ先

- 旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152



ホームページ：

[旭川市 テレワーク 働き方](#)で検索

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

テレワークを新規で導入又は継続して活用する中小企業事業主を対象に、テレワーク用通信機器の導入・運用や就業規則の作成・変更などに要した経費等について、成果目標や評価期間に応じ、一部を助成します。(補助率1/2又は3/4, 1企業当たり上限額最大150万円)

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」や「事業実施計画書」など事前に提出資料が必要ですので、詳細は下記までお問合せください。

(平成29年12月1日(金) 締切)

■詳細・問合せ先

- テレワーク相談センター(厚生労働省委託事業)
電話：0120-91-6479

ホームページ：[テレワーク 相談](#)で検索

旭川市ワーク・ライフ・バランス 推進事業者を表彰します

旭川市は、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスに関する意識の向上と、働きやすい職場環境づくりを促進するために、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を表彰します。

市内に事業所があり、所定外労働時間の削減や休暇取得促進などに取り組まれている事業者が対象となります。自薦他薦は問いません。9月22日までに所定の推薦書に必要事項を記載し、応募をお願いします。

■詳細・問合せ先

- 旭川市 総合政策部政策調整課男女共同参画担当
電話：25-5358

ホームページ：[旭川市 ワークライフバランス](#)

で検索

旭川市ワーク・ライフ・バランス アドバイザーを派遣します

旭川市が派遣するワーク・ライフ・バランスアドバイザー(社会保険労務士)から、労働時間の短縮や就業規則の整備・見直しをはじめとした労務改善についてのアドバイスなどを受けることができます。

派遣費用は無料ですので、ぜひご活用ください。

□派遣対象や支援内容

市内に事業所がある常時雇用300人以下の事業者を対象に、育児や介護・看護のための休業制度の導入や活用、女性の活躍促進に関する事など、年度内に3回まで派遣を受けることができます。

■詳細・問合せ先

- 旭川市 総合政策部政策調整課男女共同参画担当
電話：25-5358

ホームページ：[旭川市 ワークライフバランス](#)

で検索



中途採用者雇用に際し 助成金をご活用ください

厚生労働省では、転職者の受入に取り組む事業者に対し、中途採用者割合の拡大や中高年齢者を初めて採用した場合に、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）を支給しています。申請手続きや支給要件など、詳しくはホームページ又はハローワークまでお問い合わせください。

□助成金の概要

1. 中途採用率向上

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を向上させた事業者に対する助成で、1事業所当たり50万円を支給

2. 45歳以上初採用

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、初めて45歳以上の方を採用した事業者に対する助成で、1事業所当たり60万円を支給

□助成金の支給対象者

中途採用率向上は1～3、45歳以上初採用は1～4の全てに該当する方

1. 中途採用者として雇い入れられる方
2. 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられる方
3. 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられる方
4. 雇入れ時の年齢が45歳以上である方

■詳細・問合せ先

・ハローワーク旭川 電話：51-0176
ホームページ：

[労働移動支援助成金 中途採用拡大コース](#)
で検索

旭川市若年者等正規雇用奨励金を ご活用ください

市内に居住する若年者（45歳未満の者）、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、トライアル雇用奨励金又は障害者トライアル雇用奨励金を受給し、トライアル雇用後に正規雇用した事業主に対して助成金を支給します。

□支給額

対象労働者1人につき5万円

□支給対象となる事業者

次の条件をいずれも満たす旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主

1. 対象労働者をトライアル雇用し、トライアル雇用奨励金又は障害者トライアル雇用奨励金を受給した事業者であること。
2. 旭川市内に住所を有する対象労働者をトライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用し、旭川市への奨励金交付申請時においても継続して雇用している事業者であること。

□申請

トライアル雇用した期間に係る国の助成金支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内に旭川市へ申請。提出書類や申請書等の詳細はホームページをご確認ください。※平成29年度から申請書様式を改正しました。必ず最新版のものをお使いください。

■詳細・申請先

・旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152

ホームページ：[旭川市 正規雇用奨励金](#)で検索

企業情報提供サイト「はたらく あさひかわ」をご利用ください

<https://www.hataraku-asahikawa.jp/>

旭川市では、地元の若者やU I Jターンを希望する方との橋渡しを目的とした企業紹介サイト「はたらく あさひかわ」を運営しています。

取材にお伺いして記事を作成し、企業や仕事、働く人の魅力をサイトで紹介していくほか、求人情報などを掲載します。平成29年度には、登録求職者と掲載企業がサイト上で連絡可能となる仕組みを構築します。

掲載内容など、お気軽にお問い合わせください。



[はたらく あさひかわ](#) 検索

企業登録フォームをご利用ください



【お問合せ】 旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係 電話：25-7152